

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月27日

【会社名】 株式会社モダリス

【英訳名】 Modalis Therapeutics Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 森田 晴彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目11番5号

【電話番号】 03-6231-0456

【事務連絡者氏名】 執行役員 中島 陽介

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号

【電話番号】 03-6231-0456

【事務連絡者氏名】 執行役員 中島 陽介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年3月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年3月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

1,124,612,444円

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月15日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

1,124,612,443円

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月15日

3. その他資本剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,249,224,887円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,249,224,887円

(3) 剰余金の処分がその効力を生ずる日

2026年5月15日

第2号議案 定款一部変更の件

場所の定めのない株主総会の開催を可能とするための定款一部変更によるもの。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、森田晴彦、竹田英樹、ジョセフ・マクラッケンの3氏を選任するもの。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、田島照久、古田利雄、中村栄作の3氏を選任するもの。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、山内英作氏を選任するもの。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションに係る報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬等の額を決定するもの。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の 減少並びに剰余金の処分の件	287,230	19,673	13	(注) 1	可決 92.55
第2号議案 定款一部変更の件	287,259	19,644	13	(注) 1	可決 92.55
第3号議案 取締役(監査等委員である取 締役を除く。)3名選任の件					
森田晴彦	281,609	25,294	13		可決 90.73
竹田英樹	285,905	20,998	13	(注) 2	可決 92.12
ジョセフ・マクラッケン	285,222	21,681	13		可決 91.90
第4号議案 監査等委員である取締役3名 選任の件					
田島 照久	288,420	18,483	13		可決 92.93
古田 利雄	288,492	18,411	13	(注) 2	可決 92.95
中村 栄作	288,352	18,551	13		可決 92.91
第5号議案 補欠の監査等委員である取締 役1名選任の件	289,688	17,215	13	(注) 3	可決 93.34
第6号議案 取締役(監査等委員である取 締役を除く。)に対するス トック・オプションに係る報 酬決定の件	270,153	36,750	13	(注) 3	可決 87.04

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。